
クビアカツヤカミキリの被害等の状況について

2026年9月10日
環境省近畿環境局

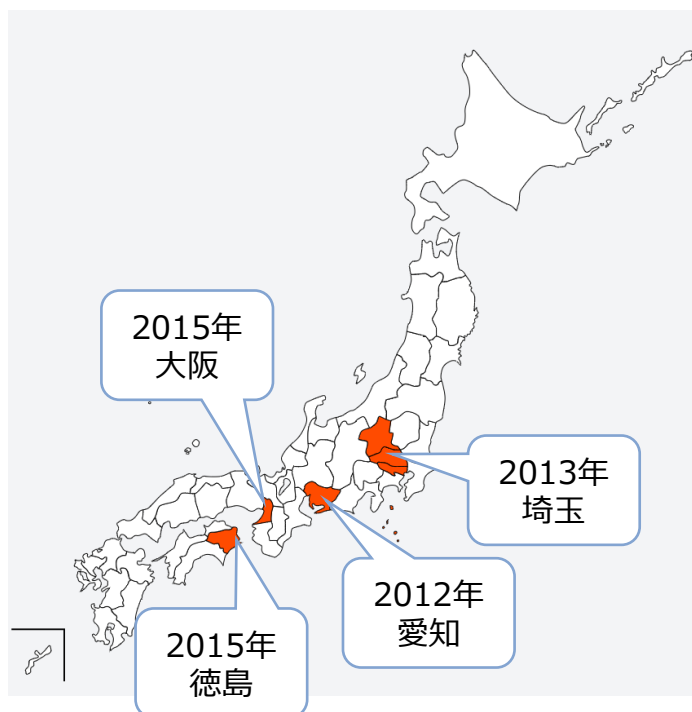


クビアカツヤカミキリとは



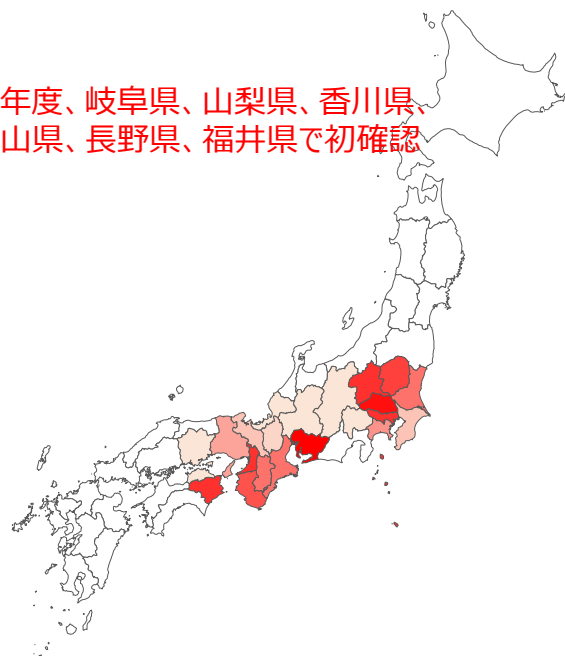
クビアカツヤカミキリ（コウチュウ目カミキリムシ科）

- 原産地：中国、朝鮮半島、モンゴル、ベトナム 等
- 体長：2～4 cm（成虫）
- 外来生物法に基づく**特定外来生物（2018年指定）**
- 2012年の初確認から14年強で22都府県に分布が拡大。発生市町村数は、毎年1.3倍のペースで増え続けている。



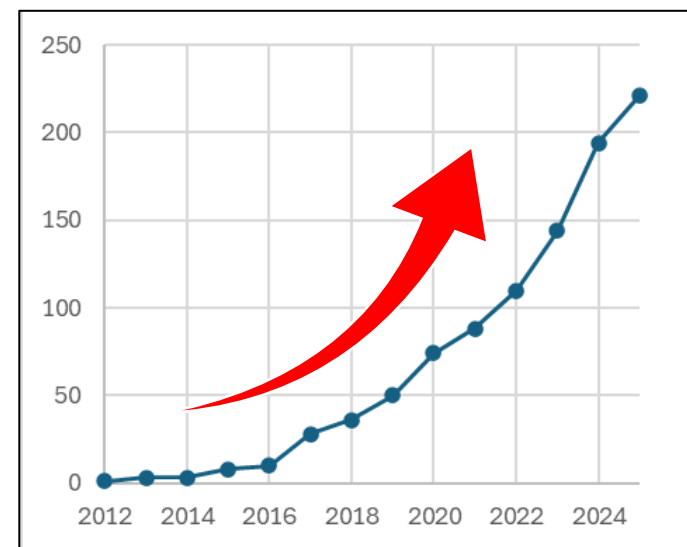
2015年 6都府県

※今年度、岐阜県、山梨県、香川県、岡山県、長野県、福井県で初確認



2026年8月末現在 22都府県

クビアカツヤカミキリが確認されている都府県

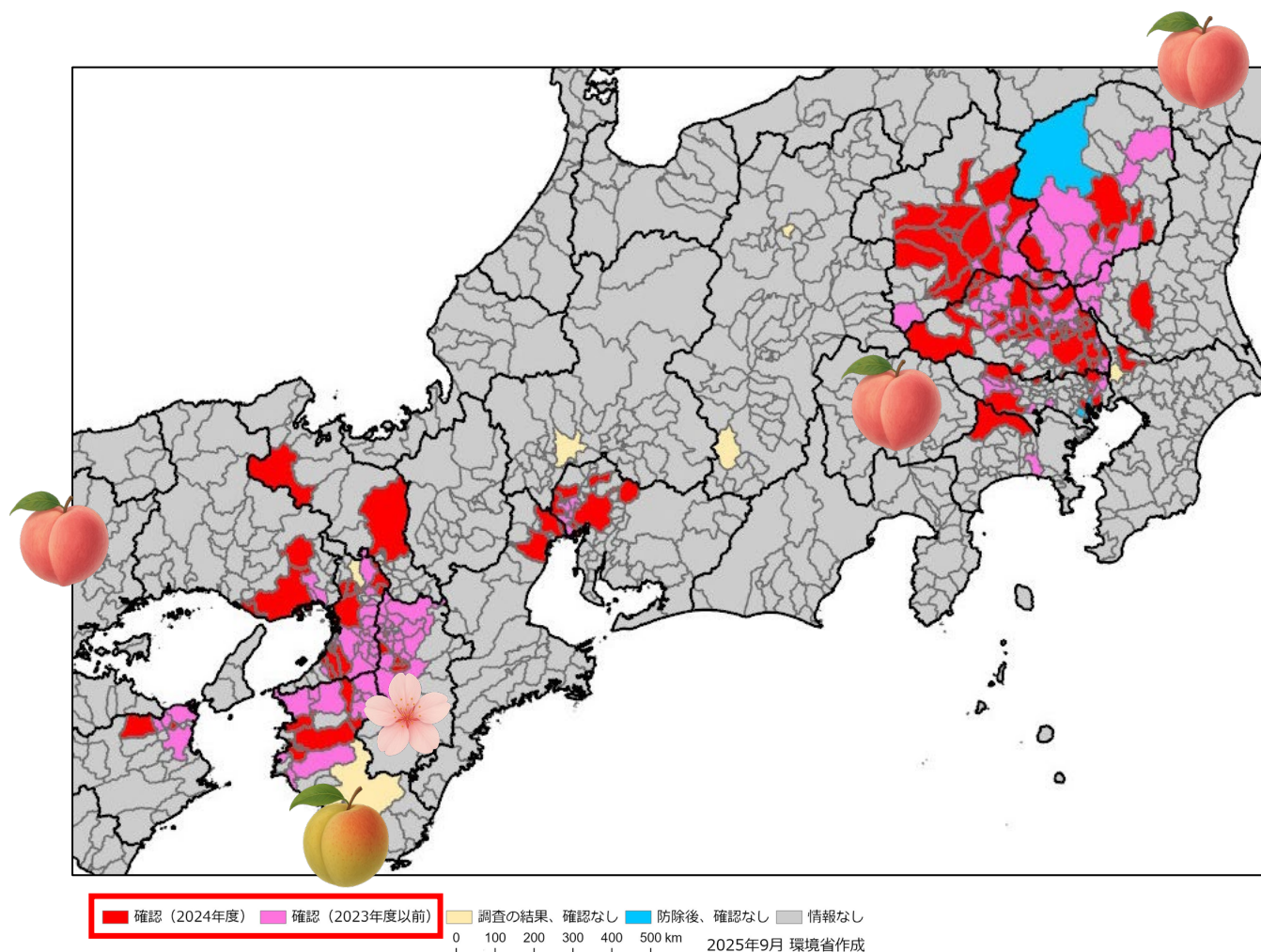


クビアカツヤカミキリの発生市町村数

※自治体HPや自治体への聞き取りによる集計

クビアカツヤカミキリによる被害拡大の懸念

- 今後、分布が拡大すると、各地の生態系被害に加え、吉野山のサクラや和歌山のウメ、福島や山梨、岡山のモモ等、主要な観光資源や農産物の産地にも甚大な被害を及ぼすため、集中的な防除による食い止めが急務



クビアカツヤカミキリが確認されている市町村 (2024年)

クビアカツヤカミキリによる被害

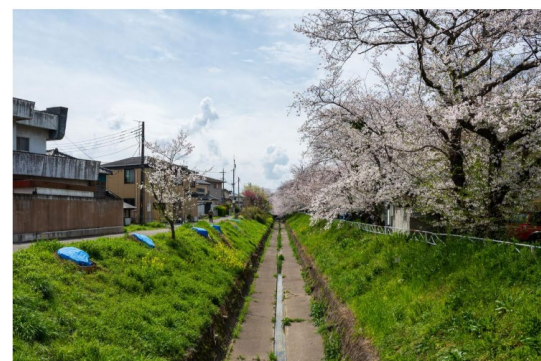
■ クビアカツヤカミキリによる被害を受ける樹種 → バラ科の樹木

サクラの仲間：サクラ類（ソメイヨシノほか栽培品種を含む。）、サクランボ（おうとう）

モモの仲間：モモ（ハナモモを含む。）、ネクタリン、アーモンド

スモモの仲間：スモモ、ウメ、アンズ、プルーン

■ 多くの幼虫に加害された木は 1年～数年で枯死する。一部報道では昨年度、新たに確認された被害は全国で少なくとも3万7000本ともされるが、全容の把握は困難。



クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜並木
（上：栃木県栃木市、下：栃木県足利市）



枯死したモモ



枯死したモモの中に
潜んでいた幼虫



（左）食害によって
枯死したモモ（果樹
園）

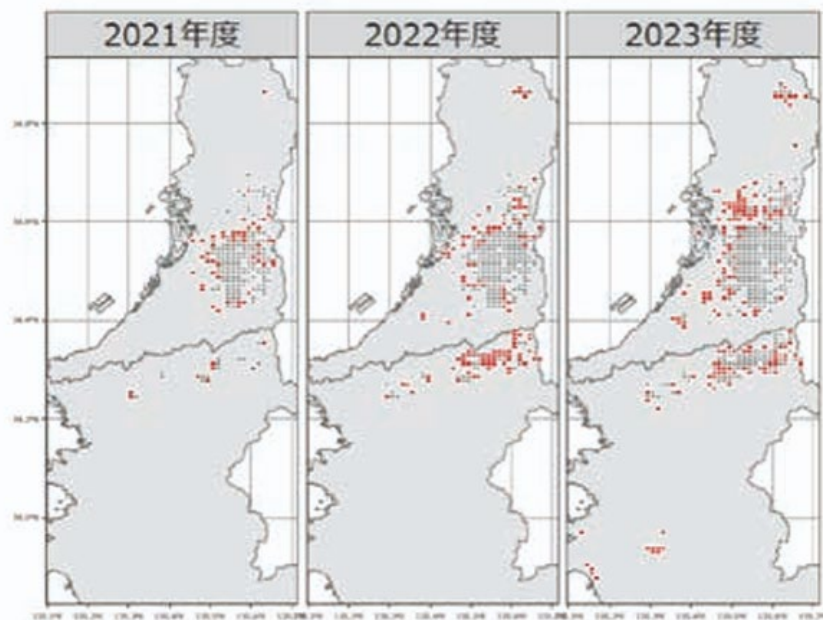
（右）食害によって
枯死したサクラ（公
園等）

△栃木県資料より抜粋

クビアカツヤカミキリの分布の拡大

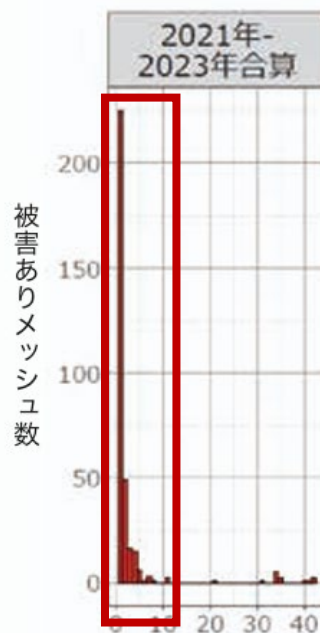
- **新規被害地域の97%は、前年度の被害地から3km圏内。**
→既被害地から3km圏内で、重点的な見回りが重要。
- **一方、30～40km程度離れた場所への長距離拡散もある。**
→観光資源のある市町村内に入ってから対策しても遅く、**日本の桜や梅を総体と捉えて防除を行い、日本全体で根絶させる必要がある。**

被害発生状況



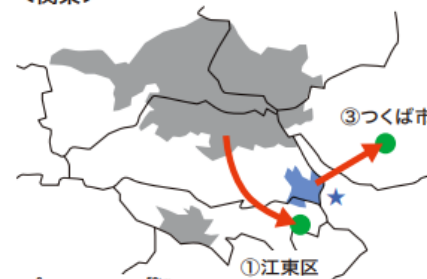
■ 既被害地域
■ 新規被害地域

前年度の被害地
からの距離(km)



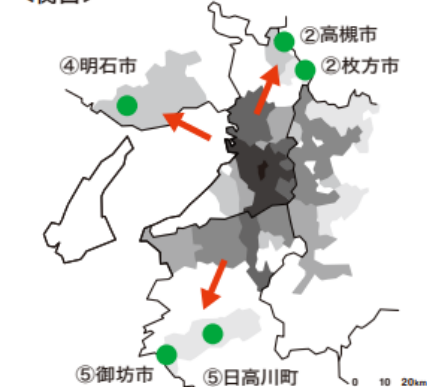
97%が3km以内

<関東>



★関東北部や東京西部とは遺伝的に異なる系統が侵入

<関西>



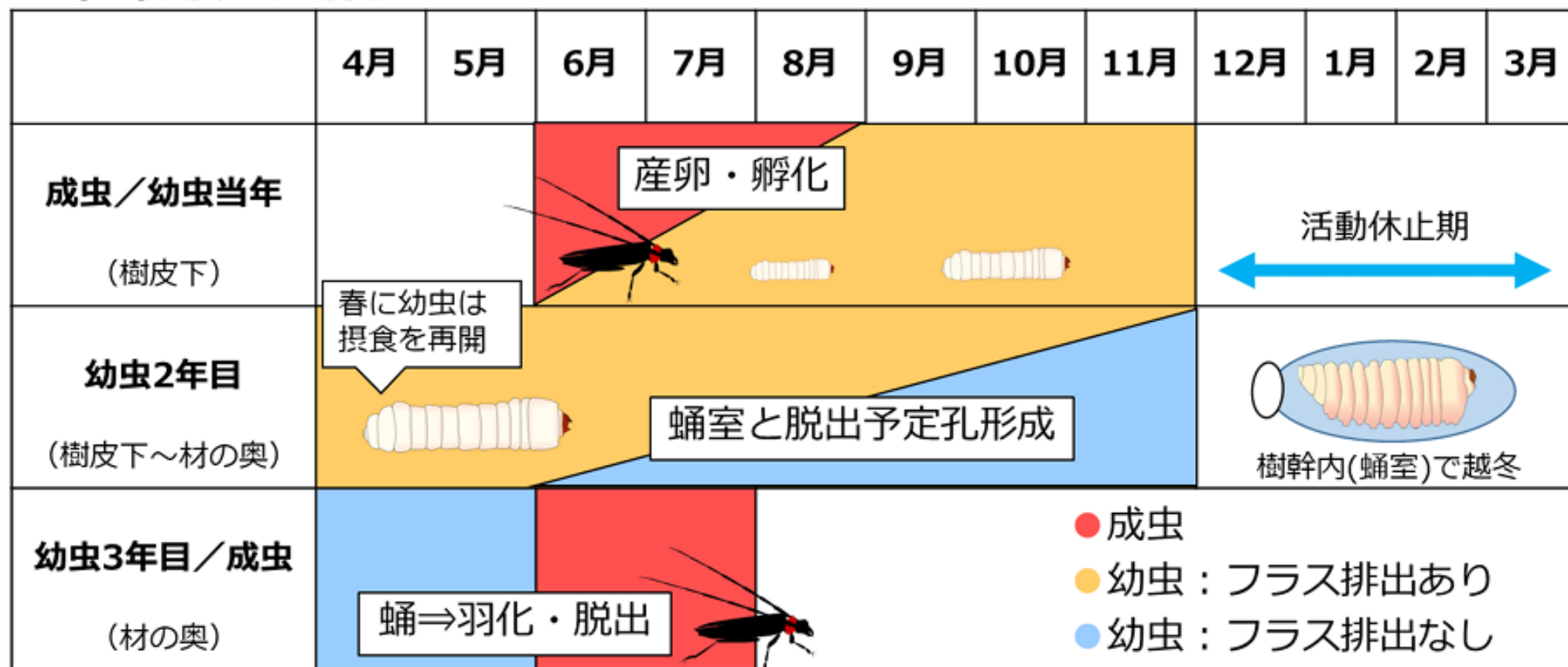
関東・関西における長距離拡散の事例
(灰色：既被害地域、赤矢印：長距離拡散)

出典：クビアカツヤカミキリ対策のポイント-分布拡大をどう防ぐか
(国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)

クビアカツヤカミキリの生活環

- 幼虫は2年程度樹木の中で過ごし、春～夏頃に羽化する。

2年1化想定の場合



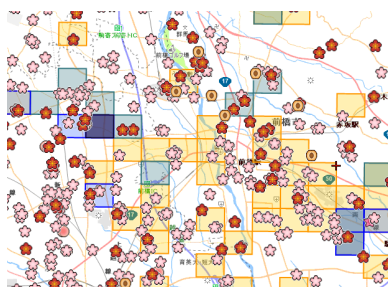
クビアカツヤカミキリの防除方法

侵入予防

巡視
(卵・フラスや成虫の探査)



▲ フラス



被害木の把握、
マップの作成
(出典：ぐんまクビアカ
マップ)



樹幹へのネット巻き
(メス成虫による産卵防止、
成虫の拡散防止)

駆除



幼虫の掘取り・捕殺



薬剤の樹幹注入・散布等

伐倒・処分



被害木の伐倒・伐根
(伐倒後の焼却・破碎処理等)

改植

若木や被害を受けにくい
樹種への改植

※フラス及び対策の画像の出典：
クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022)「クビアカツヤカミキリ
の防除法」
国立研究開発法人森林研究・整備機
構森林総合研究所, 28pp.

クビアカツヤカミキリ防除に係る法規制について (外来生物法)

特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律

法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

特定外来生物（政令指定：166種類）

- **生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について、学識経験者から意見を聴取した上で指定。**

➤ 規制の概要

- ・飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止

（大臣の許可が必要）

- ・許可者以外は**輸入禁止**

- ・許可者以外への**譲渡禁止**

- ・野外への**放出等の禁止**

（大臣の許可が必要）

条件付特定外来生物

（アカミミガメ、アメリカザリガニ）

販売・頒布等目的の飼養等

販売・頒布等目的の譲渡し等

輸入、放出等 のみ禁止

※規制開始は令和5年6月1日

➤ 防除の実施

- ・国、都道府県（共同実施の市区町村含む）は**公示して防除を実施**

- ・市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類4種）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・付着等の疑いのある物品や土地等の**検査**
- ・付着等している物品等の**移動制限、禁止命令**
- ・事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

未判定外来生物

（省令指定：52種類）

- 特定外来生物と同様の生態系等に**係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物**

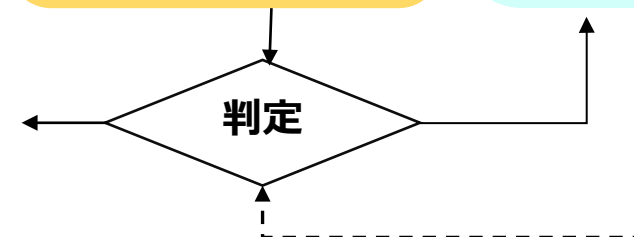
- ・輸入者に届出義務

- ・判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**

指定されない生物

規制なし

※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類名証明書の添付**が必要



その他：

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の**責務**
- ・生息調査のための**立入調査**
- ・許可者への**報告徴収及び立入検査**
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の**規定**

特定外来生物一覧（166種類）



分類群	種 類 名
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハリス、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスカット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フイリマンゲース、ジャワマンゲース、シママンゲース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン タイワンザル×ニホンザル アカゲザル×ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ヒゲガビチョウ、ソウシチョウ、シリアカヒヨドリ
爬虫類	カミツキガメ、アカミミガメ、ハナガメ、スウィンホーキノボリカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ ハナガメ×ニホンイシガメ、ハナガメ×ミナミイシガメ、ハナガメ×クサガメ
両生類	プレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル、アフリカヒキガエル、チュウゴクオオサンショウウオ、オオサンショウウオ属の交雑種
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ、ガー科全種、カワカマス科全種、カダヤシ、ガンブスピア・ホルブローキ、ブルーギル属に属する種、マーレーコッド、オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外の種、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイトパーチ、ホワイトバス、ストライプトバス、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、 ゴールデンパーチ 、ケツギョ、コウライケツギョ ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、ホワイトバス×ストライプトバス（通称サンシャインバス等）、 ブルーギル属に属する種間の交雑により生じた生物
昆虫類	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、ツマアカスズメバチ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、ヒアリ類4種群、コカミアリ、マルバネクワガタ属10種（アングラートウスマルバネクワガタ等）、 クビアカツヤカミキリ 、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリ、アカボシゴマダラ
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属全種、ディケログンマルス・ヴィルロスス、ザリガニ類4科、モクスガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、エフクレタヌキモ等3種、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ、ルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイ等）、ビーチグラス、スパルティナ属全種、オオカワヂシャ

特定外来生物の規制

飼育・栽培



運搬（生きたまま移動させる）



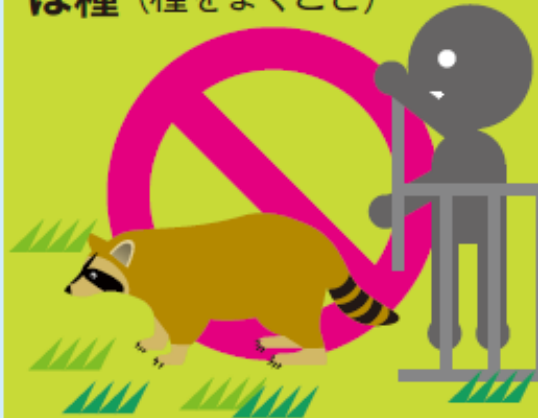
保管



輸入



野外への放出、植栽、
は種（種をまくこと）



許可を受けていない者に
対しての譲渡など



* 死んだ個体については外来法上の規制は受けない

「生きたままの運搬」を合法的に行うには・・

○かみきりむし科の特定外来生物に関する小規模防除の特例

○防除の公示・確認・認定の手続き

○飼養等許可

学術研究、展示、教育

成虫や、掘り取った幼虫を許可なく持ち帰って飼育することは法律違反です。
許可を受けた機関に引き渡し確実に殺処分するために、一時的に保管することは違反にはなりません。

防除のため伐採した被害木の運搬も「飼養等」に含まれます。

○かみきりむし科の特定外来生物に関する小規模防除の特例

運搬に係る要件

① 確実に全ての個体の殺処分をすることを目的として、当該生物の個体が付着し、又は混入した樹木の焼却又は粉碎及びくん蒸を実施する場所に運搬するものであること。

② 樹木の側面に付着している等その場で殺処分をすることが可能な当該生物の個体については、殺処分を行った上で運搬すること。

③ 当該生物の個体が付着し、又は混入しているおそれのある樹木等が運搬中に落下し、又は飛散すること及び当該生物の個体が運搬中野外へ逸出することを確実に防止するための措置がとられていること（＊）

④ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ当該事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の一環として当該生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。

イ 当該防除が 1 に掲げる動物の防除に該当すること。

ロ 当該防除を実施する者

ハ 当該防除の実施日時及び実施場所

ニ 逸出防止措置を含めた運搬方法

（＊）

- 処分を目的とする被害材の運搬は、成虫が活動しない時期（9 月～翌 4 月）であれば問題なく実施できます。
- それ以外の時期には、逸出防止措置を講じた上で運搬する必要があります。
- 許可を受けた機関に引き渡し確実に殺処分するために、一時的に保管することは違反にはなりません。

○防除の公示・確認・認定の手続き

外来生物法に基づく防除の手続き（公示・確認・認定）を行うメリット

- ・ 特定外来生物の場合、捕獲した個体を生きたまま運搬することは法４条違反（「飼養等の禁止」に運搬や保管の禁止も含まれている。）になってしまうが、防除の手続きによりこの規制の適用除外となる。
- ・ 国又は地方公共団体の場合は、法に基づく防除に必要な限度において、他人の土地や水面で特定外来生物の捕獲等、放出等を行い、又は捕獲等の支障となる立木竹を伐採することができる。（調査のための立入については、国や地方公共団体は防除の手続き前でも実施可能。）
- ・ 国又は地方公共団体の場合は、防除の原因となった行為をした者がいた場合に、防除費用の全部または一部をその者に負担させることが可能となる。
- ・ 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域において、自然公園法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能となる。
- ・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、自然環境保全法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能となる。

防除規定の見直し

【第2条関係】 第3章

◆ 都道府県による防除

- 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- 防除を行うときは、**国の確認手続を不要に（独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能）**

※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定（必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定）

◆ 市町村による防除

- 従前どおり確認手続が必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続は不要に。**

※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効（改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者で国の認定を受けた防除も同様。）



○飼養等許可

新規の申請は学術研究、展示、教育、（生業の維持）等の目的等の目的に限る

→申請前に近畿環境局にご相談ください。

早期の対策の重要性

早い段階で対応するほど目標達成までの期間は短くなり、保全対象への影響を少なく抑えることができる

定着段階が進むにつれ根絶までの期間は長期化し、防除コストも膨らむ



定着段階	未定着	定着初期	分布拡大期	まん延期
防除目標	★ 侵入防止	★ 拡散の防止 ★ 国内根絶	★ 拡散の防止 ★ 地域根絶・被害の低減	★ 保護地域等での地域根絶・被害の低減
	大目標：生物多様性の保全等 在来種及び在来生態系の保全・復元			
必要な行動	■ 監視 ■ 情報収集	■ 早期発見・早期対応 ■ 狭い範囲における早期の集中的な防除	■ 地域連携による拡散の防止 ■ 分布拡大地域における早期防除	■ 重要地域における監視・被害防除対策・集中的な防除

外来種被害防止行動計画 第2版
～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～
(令和7年3月28日 環境省、農林水産省、国土交通省)



ご清聴ありがとうございました

